



なによりも健やかな暮らしのために

サワイグループホールディングス株式会社

第2回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2023年6月27日(火曜日)
午前10時 受付開始:午前9時

開催場所

大阪市淀川区宮原五丁目2番30号
当社本社10階ホール

インターネット等又は郵送による議決権行使期限

2023年6月26日(月曜日)
午後5時20分

【ご協力をお願い】

株主の皆様におかれましては、**インターネット等又は郵送により事前の議決権行使**にご協力いただきますようお願い申し上げます。

目次

第2回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 定款一部変更の件	6
第3号議案 取締役6名選任の件	7
事業報告	15
連結計算書類	33
監査報告書	35

株 主 各 位

証券コード4887
2023年6月8日
(電子提供措置の開始日 2023年6月2日)

大阪市淀川区宮原五丁目2番30号
サワイグループホールディングス株式会社
代表取締役社長 末 吉 一 彦

第2回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第2回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上に「第2回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しておりますので、次のいずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.sawaigroup.holdings/ir/stock/meeting/>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4887/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

当社名又は証券コード(4887)を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



新型コロナウイルス感染症は5類感染症となりましたが、状況に応じて座席配置、消毒液設置など適切な感染防止のための措置を講じますので、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら、電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討いただき、3頁から4頁までに記載の「議決権行使についてのご案内」をご確認の上、インターネット等又は郵送により、2023年6月26日（月曜日）午後5時20分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月27日（火曜日）午前10時 [受付開始：午前9時]
2. 場 所 大阪市淀川区宮原五丁目2番30号
当社本社10階ホール
3. 目的事項

報告事項

1. 第2期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第2期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件

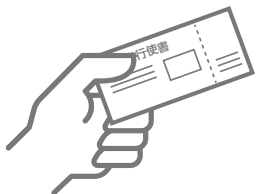
以上

- ~~~~~
- ◆電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにもその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◆2022年9月1日施行の改正会社法により、株主総会資料の電子提供制度が開始されました。本制度は、株主総会資料につきまして、原則としてウェブサイトにもアクセスしていただき、インターネットを通じてご覧いただくこととし、例外として株主総会の基準日までに所定の方法により書面交付請求された株主様に限り、書面で株主総会資料をお送りするものです。
- ◆本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
- (1) 事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況」「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、(2) 連結計算書類の「連結持分変動計算書」「連結注記表」、(3) 計算書類の「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」「会計監査人の監査報告書」
- したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人の監査をした対象書類の一部であります。
- 次回以降の株主総会にかかる株主総会資料につきましては、一部の内容を除き、書面交付請求をされた株主様に限り、書面でお送りする予定です。
- 何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

株主総会へ
出席される
場合



株主総会
開催日時

2023年6月27日（火曜日）
午前10時 [受付開始：午前9時]

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

インターネット等
にて行使
いただく場合



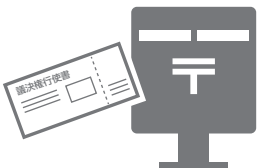
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> にアクセスし、画面の案内に従い賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月26日（月曜日）
午後5時20分行使分まで

「インターネット等による議決権行使」については次頁をご参照ください。
スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください。

郵送により
議決権を
行使する場合



行使期限

2023年6月26日（月曜日）
午後5時20分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

複数回にわたり行使された議決権の取り扱いについて

- (1) インターネット等と書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (2) インターネット等により複数回議決権を行使された場合、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

インターネットによる議決権行使について  **0120-652-031** (受付時間 午前9時～午後9時)

その他のご照会  **0120-782-031** (受付時間 午前9時～午後5時 土日休日を除く)

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

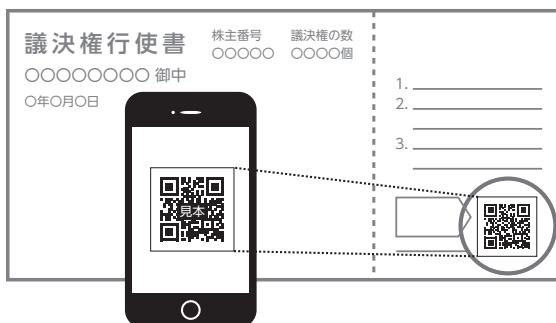
行使期限

2023年6月26日（月曜日）
午後5時20分行使分まで

議決権行使ウェブサイトアドレス

<https://www.web54.net>

「スマート行使」による方法



同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をお読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

※議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

アクセス手順について

議決権行使ウェブサイトへアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックし、以降は画面の案内に従ってご入力ください。

*** ログイン ***

- 議決権行使コードを入力し、【ログイン】ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載してあります。
(電子メールにより招集ご通知を受領されている株主様の場合は、招集ご通知電子メール本文に記載しております)

議決権行使コード:

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する積極的な利益還元を経営上の重要課題と位置づけ、安定的な配当の実現を目指して取り組んでおります。

つきましては当期末配当金を、1株につき65円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 65円

総 額 2,846,415,195円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月28日

第2号議案 定款一部変更の件

1 提案の理由

当社グループの企業理念である「なによりも健やかな暮らしのために」の実現に向け、重要と考える新規事業への進出やグループマネジメント体制の再編を、柔軟かつ機動的に行えるよう、現行定款における事業目的について、当社が子会社の事業を自ら営むことができることを明確にするため、当社定款の第2条（目的）を変更するものであります。

2 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分であります。）

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 医薬品・医療機器の製造・販売等、医療及びヘルスケアに関する事業並びにこれらに付帯又は関連する各種事業を営む国内外の会社の株式若しくは持分を保有することにより、当該会社の事業活動を管理し、その経営の支援や指導を行うこと。 (2) 当社が株式若しくは持分を保有する会社から、管理業務、企画・広報活動等、その業務の全部又は一部を受託すること。 (3) その他前各号に付帯又は関連する一切の適法な事業を行うこと。	第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 医薬品・医療機器の製造・販売等、医療及びヘルスケアに関する事業並びにこれらに付帯又は関連する各種事業を営む国内外の会社の株式若しくは持分を保有することにより、当該会社の事業活動を管理し、その経営の支援や指導を行うこと。 (2) 当社が株式若しくは持分を保有する会社から、管理業務、企画・広報活動等、その業務の全部又は一部を受託すること。 (3) その他、 <u>当社が株式若しくは持分を保有する会社が行い得る事業及び</u> 前各号に付帯又は関連する一切の適法な事業を行うこと。

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、社外取締役3名を含む取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位	取締役会出席回数
1	再任 男性 澤井光郎 <small>さわ い みつ お</small>	代表取締役会長	13回/13回（100%）
2	再任 男性 寺島徹 <small>てら しま とおる</small>	取締役常務執行役員	13回/13回（100%）
3	新任 男性 横田祥士 <small>よこ た しょう じ</small>	常務執行役員	—
4	再任 社外 独立 男性 小原正敏 <small>お ほん まさ とし</small>	社外取締役	13回/13回（100%）
5	再任 社外 独立 女性 東堂なをみ <small>とう どう なをみ</small>	社外取締役	13回/13回（100%）
6	新任 社外 独立 男性 三津家正之 <small>みつ か まさ ゆき</small>	—	—

再任 再任取締役候補者 **新任** 新任取締役候補者 **社外** 社外取締役候補者 **独立** 証券取引所届出独立役員候補者

1 さわい みつお 澤井 光郎

再任

男性

生年月日	1956年 9 月28日生	所有する当社株式の数	1,057,200株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1982年 4 月 協和発酵工業株式会社（現協和キリン株式会社）入社 1989年 1 月 沢井製薬株式会社入社 2000年 6 月 同社取締役営業本部副本部長兼営業企画部長 2002年 6 月 同社常務取締役営業本部長兼営業企画部長 2005年 6 月 同社専務取締役営業本部長 2008年 6 月 同社代表取締役社長 2020年 6 月 同社代表取締役会長 現在に至る 2021年 4 月 当社代表取締役会長 現在に至る		
取締役候補者の選任理由	澤井光郎氏は、ジェネリック医薬品事業に精通しており、当社グループの企業価値の持続的向上を牽引する者として、その実績、能力、経験が当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者いたしました。		
特別の利害関係	澤井光郎氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

監査報告書

2 てらしま とおる 寺島 徹

再任

男性

生年月日	1959年 8 月 7 日生	所有する当社株式の数	1,400株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1984年 4 月 住友化学工業株式会社（現住友化学株式会社）入社 1984年10月 住友製薬株式会社（現住友ファーマ株式会社）入社 2016年 1 月 沢井製薬株式会社入社 2016年 6 月 同社執行役員信頼性保証本部長 2017年 6 月 同社取締役執行役員信頼性保証本部長 2018年 6 月 同社取締役上席執行役員信頼性保証本部長 2019年 6 月 同社取締役常務執行役員信頼性保証本部長 現在に至る 2021年 4 月 当社取締役常務執行役員 現在に至る		
取締役候補者の選任理由	寺島徹氏は、医薬品の研究開発・生産・薬事等に関して豊富な知識と業務経験を有しており、その専門性と経験が当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者といたしました。		
特別の利害関係	寺島徹氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

3 よこた しょうじ 横田 祥士

新任

男性

生年月日	1957年 7 月22日生	所有する当社株式の数	500株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1982年 4 月 山之内製薬株式会社（現アステラス製薬株式会社）入社 2016年 9 月 沢井製薬株式会社入社 2017年 6 月 同社執行役員研究開発本部副本部長兼物性研究部長 2019年 6 月 同社常務執行役員研究開発本部長 2021年 4 月 同社取締役常務執行役員研究開発本部長 現在に至る 2021年 4 月 当社常務執行役員グループ研究開発統括役員 現在に至る		
取締役候補者の選任理由	横田祥士氏は、医薬品の研究開発に関して豊富な知識と長年の経験を有しており、その専門性と経験が当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者といたしました。		
特別の利害関係	横田祥士氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

監査報告書

4 おはら まさとし 小原 正敏

社外取締役候補者

独立役員候補者

再任

男性

生年月日	1951年4月25日生	所有する当社株式の数	800株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	<p>1979年4月 大阪弁護士会弁護士登録 吉川総合法律事務所（現きっかわ法律事務所）入所</p> <p>1987年2月 米国ニューヨーク州弁護士登録</p> <p>1988年1月 きっかわ法律事務所パートナー 現在に至る</p> <p>2004年4月 近畿弁護士会連合会理事</p> <p>2017年4月 大阪弁護士会会長、日本弁護士連合会副会長</p> <p>2019年6月 沢井製薬株式会社取締役</p> <p>2021年4月 当社取締役 現在に至る</p> <p>2022年9月 澁谷工業株式会社社外監査役 現在に至る</p>		
社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要	<p>小原正敏氏は、弁護士として豊富な経験と高度な専門的知識を有しており、独立した立場からの有用な助言と判断が期待できることから、社外取締役候補者といたしました。</p> <p>なお、同氏は社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。</p>		
特別の利害関係	小原正敏氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

- (注) 1. 小原正敏氏は、現在当社の社外取締役であり、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める額とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認可決された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年3ヶ月となります。
2. 当社は小原正敏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5 とうどう 東堂 なをみ

社外取締役候補者

独立役員候補者

再任

女性

生年月日	1959年 9月17日生	所有する当社株式の数	1,000株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1984年 6月 医師免許取得 1984年 7月 大阪大学医学部附属病院勤務 1987年 7月 一般財団法人大阪府警察協会大阪警察病院勤務 1990年 7月 公益財団法人日本生命済生会付属日生病院（現公益財団法人日本生命済生会日本生命病院）勤務 2002年 1月 大阪鉄商健康保険組合健康管理室勤務 現在に至る 2007年 1月 日本医師会認定産業医資格取得 2015年 6月 沢井製菓株式会社取締役 2021年 4月 当社取締役 現在に至る		
社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要	東堂なをみ氏は、医師としての豊富な専門知識や経験等を有しており、独立した立場からの有用な助言と判断が期待できることから、社外取締役候補者といいたしました。 なお、同氏は社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。		
特別の利害関係	東堂なをみ氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

- (注) 1. 東堂なをみ氏は、現在当社の社外取締役であり、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める額とする責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認可決された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年3ヶ月となります。
2. 当社は東堂なをみ氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

監査報告書

生年月日	1954年10月30日生	所有する当社株式の数	0株
略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	1982年 4月 三菱化成工業株式会社（現三菱ケミカル株式会社）入社 2009年 6月 田辺三菱製薬株式会社取締役執行役員製品戦略部長 2012年 4月 同社取締役常務執行役員開発本部長 2014年 4月 同社代表取締役 専務執行役員 2014年 6月 同社代表取締役社長 社長執行役員 2020年 4月 同社取締役 2020年 6月 同社相談役 2022年 6月 同社相談役退任 現在に至る		
社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要	三津家正之氏は、日本有数の医療用医薬品製造販売会社の経営トップの経験者として、非常に豊富な専門知識や経験等を有しており、独立した立場からの有用な助言を受けられるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。		
特別の利害関係	三津家正之氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

- (注) 1. 三津家正之氏が社外取締役に選任された場合は、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める額とする責任限定契約を締結する予定であります。
2. 三津家正之氏が社外取締役に選任された場合は、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出を予定しております。

役員等賠償責任保険契約

当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（以下、「D&O保険」といいます。）を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の概要は、本招集ご通知事業報告「3.会社役員に関する事項 (5)役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。

各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。

D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。

【ご参考】本議案をご承認いただいた場合の、本株主総会終了後の取締役・監査役のスキルマトリックス

	氏名	社外役員	専門性・経験						
			企業経営	法務・リスク マネジメント	財務・会計 ・税務	製造・品質	営業・販売	研究・開発 ・技術	医学薬学
取締役	澤井 光郎		○				○		
	寺島 徹					○		○	○
	横田 祥士							○	○
	小原 正敏	◆		○					
	東堂 なをみ	◆							○
	三津家 正之	◆	○					○	○
監査役	坪倉 忠男				○				
	友廣 隆宣	◆		○					
	平野 潤一	◆			○				

以上

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループでは、資本市場における財務情報の国際的な比較可能性を向上させることを目的として、国際財務報告基準（IFRS）を適用しております。同基準に基づいた当連結会計年度の業績につきましては、売上収益200,344百万円（前期比3.4%増）、営業利益16,984百万円（前期は35,888百万円の営業損失）、税引前当期利益16,789百万円（前期は36,214百万円の税引前当期損失）、親会社の所有者に帰属する当期利益12,667百万円（前期は28,269百万円の親会社の所有者に帰属する当期損失）となりました。

なお、当社は、IFRSの適用にあたり、会社の経常的な収益性を示す利益指標として、「コア営業利益」を導入し、経営成績を判断する際の参考指標と位置づけることとしております。「コア営業利益」は、営業利益から当社グループが定める非経常的な要因による損益を除外しております。同基準に基づいた当連結会計年度の「コア営業利益」は、23,071百万円（前期比12.3%減）となりました。

当社グループは、持株会社体制の下、2021年5月に発表した長期ビジョン「Sawai Group Vision 2030」と2024年3月期を最終年度とする中期経営計画「START 2024（以下「中計」という。）」において、2030年度に目標とする企業イメージを（創りたい世界像）「より多くの人々が身近にヘルスケアサービスを受けられ、社会の中で安心して生き活きと暮らせる世界」、（ありたい姿）「個々のニーズに応じた、科学的根拠に基づく製品・サービスを複合的に提供することで、人々の健康に貢献し続ける存在感のある会社」と掲げるとともに、「国内ジェネリック医薬品市場におけるシェア拡大」「米国事業における将来の成長に向けた事業投資」「新たな成長分野の開拓」を3つの柱としております。また、中計においては、ジェネリック医薬品事業では新製品の売上増加、安定供給力の強化、新規事業への進出に向けては、デジタル・医療機器事業、オーファン医薬品事業（ALS等）、健康食品事業の3領域に重点的にリソースを投入することとしております。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

① 日本セグメント

日本セグメントにおいては、「経済財政運営と改革の基本方針2017～人材への投資を通じた生産性向上～」(骨太方針2017)と「経済財政運営と改革の基本方針2019～『令和』新時代：『Society5.0』への挑戦～」(骨太方針2019)により、ジェネリック医薬品の数量目標の設定やインセンティブ強化を含めた取り組みが明示され、また、2021年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」(骨太方針)では、「後発医薬品の品質及び安定供給の信頼性の確保を柱とし、官民一体で、製造管理体制強化や製造所への監督の厳格化、市場流通品の品質確認検査などの取り組みを進めるとともに、後発医薬品の数量シェアを、2023年度末までに全ての都道府県で80%以上とする」とされています。そして、2022年4月の診療報酬改定では、ジェネリック医薬品のさらなる使用促進を図る観点から、ジェネリック医薬品の調剤割合が高い薬局や使用割合が高い医療機関に重点を置いた評価の見直し等が行われました。その結果、2022年9月の政府の薬価調査による最新のジェネリック医薬品の数量シェアは79.0%(速報値)となっています。

その一方で、2018年4月に通常の薬価改定、2019年10月には消費税率の引上げに伴う臨時の薬価改定、2020年4月に通常の薬価改定、2021年4月には初めてとなる中間年の薬価改定、2022年4月に通常の薬価改定、そして、2023年4月には中間年の薬価改定が実施され、昨今は毎年薬価改定が行われる状況となっており、当社グループを取り巻く収益環境は一層厳しいものとなっております。

このような中で、2020年末の準大手ジェネリック医薬品企業の製造する医薬品での健康被害の発生や、その後の大手ジェネリック医薬品企業をはじめとした複数のジェネリック医薬品企業の「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(薬機法)」違反を起因として、医薬品全体で供給不安が生じています。このため、2021年9月に厚生労働省から発表された「医薬品産業ビジョン2021」では「製造所の実態を把握し、適切なGQPで製品が製造されているかを管理監督できるもののみが製造販売業者となるべきである」「医療現場に継続して安定的に供給することの重要性を再認識すべきである」と明記される等、品質や供給体制がジェネリック医薬品産業・企業の優先課題であるとされています。また、このような状況の下、厚生労働省は、2022年8月、「医薬品の迅速・安定供給実現に向けた総合対策に関する有識者検討会」を立ち上げて、医薬品の流通、薬価制度、産業構造上の問題など幅広い議論が行われています。

このような環境におきまして、中計の下、ジェネリック医薬品業界のリーディング・カンパニーとして、業界全体への信頼回復に努めつつ、当社グループとして「国内ジェネリック医薬品市場におけるシェア拡大」に向け「品質管理の一層の強化」を図るとともに、「新製品の売上増加」と「安定供給力の強化」に取り組んでおります。

品質管理面においては、ジェネリック医薬品業界において重大な不祥事が発生していることから、中核会社の沢井製薬株式会社(以下「沢井製薬」という。)を中心に、製造管理・品質管理基準(GMP)を遵守した原薬の品質の確保、製造工場でのGMP遵守の恒常的確認による品質管理体制、国際基準であるPIC/S-GMPに基づく製造管理・品質管理を行う等の取り組みにより、品質に係るリスクを最小限に抑えております。また、2022年3月期には医療関係者の皆様が安心してご使用いただけるよう、沢井製薬では製品の製剤製造企業に関する情報と原薬製造所の監査に関する情報を公開し、「沢井製薬の品質に対する取り組み紹介動画」を公開する等の取り組みを行ってまいりました。

生産・供給体制面においては、ジェネリック医薬品の需要拡大と供給不安の中、さらなる高効率・低コストを追求しており、沢井製薬の全国6工場それぞれの特徴を活かした生産効率のアップに取り組んでおります。それに加えて、2022年9月に、九州工場注射剤棟の竣工、並びに第二九州工場の敷地内に最終的に30億錠の生産能力となる新たな固形剤棟の建設に着手しました。また、小林化工株式会社（以下「小林化工」という。）から、新たに設立したトラストファーマテック株式会社に生産活動に係る資産を譲受し、2022年4月に関連部門人員を受け入れました。今後、これらの資産の活用により、自社生産能力年間200億錠以上の早期確立へ向け、体制の構築に取り組んでまいります。それらと合わせ、2022年3月に開設・稼働した東日本第2物流センター、西日本第2物流センターを活用し、物流面での供給体制も強化しております。

製品開発・販売面においては、沢井製薬にて2022年6月に『フェブキソスタット錠、OD錠』を含む5成分11品目、12月には『エソメプラゾールカプセル』を含む6成分12品目が薬価収載されました。

また、沢井製薬において、「お薬を服用する時により飲み心地がいいと感じられるような技術、お薬をより効率的に製造できる技術など、お薬に付加価値をプラスし、製剤上のハーモニーを生み出す技術」の中から6つを選択し、3つの技術カテゴリに分け、それらのオリジナル製剤化技術を総称して「SAWAI HARMOTECH®」と名付け、公開しております。

さらに新たな取り組みとして、PHR（パーソナルヘルスレコード）事業に関しまして、2022年4月に沢井製薬ブランドのパーソナルヘルスレコード（PHR）管理アプリ「SaluDi（サルディ）」及びインテグリティ・ヘルスケアのPHR管理システム「Smart One Health」と東京大学COI個別化保健医療講座（岸暁子特任助教）開発の行動変容促進システム「MIRAMED®」を活用した特定保健指導を連携させ、「健康～未病～特定保健指導～受診勧奨のワンストップサービス」の実現可能性や効果の検証を行うことを発表し、9月には、参加者同士の双方向のコミュニケーションを通して、健康寿命やヘルスケアへの意識向上や、PHRについての理解促進を図ることを目的とし、クオン株式会社と共同で「健康サポートコミュニティ supported by SaluDi」をオープンしました。それに加えて、2023年1月には兵庫県養父市の「養父市デジタルヘルシーエイジング事業」において、SaluDiが採用される等、デジタル技術を活用して、ビジネスモデルやビジネスプロセスを抜本的に変革し、人々の生活・健康をより良い方向に変化させてまいります。また、NASH（非アルコール性脂肪肝炎：Non-Alcoholic Steatohepatitis）領域において、アプリを通じて、デジタルヘルスケア領域での技術や知見の強化とともに、IT技術を活用したソリューションを直接、患者さん・医療従事者の皆様にお届けすることを目指し、2022年8月にNASH領域におけるDTxの開発及び販売ライセンス契約を株式会社CureAppとの間で締結したことを発表しました。さらに、医療機器事業においても、12月には非侵襲型ニューロモデュレーション機器「SWD001」について、片頭痛の急性期治療に用いる医療機器として、独立行政法人 医薬品医療機器総合機構（PMDA）に製造販売承認申請を行いました。

新型コロナウイルス感染症への対策については、災害BCPとして2020年2月に危機管理本部を立ち上げ、社内においてはオフィスの換気・除菌の強化を図り、従業員の手指消毒・手洗い・マスク着用・検温の励行を徹底し感染予防を行っております。加えて、会議の原則WEB化、長距離出張の抑制など社内ルールの見直しを行うとともに、フレックスタイム制・時差出勤・在宅勤務等への勤務体系変更も柔軟に対応しながら、国内の各工場を継続して稼働し、安定供給の確保に努めております。社外においても、政府

による緊急事態宣言下では、医薬情報担当者（MR）の医療機関等への訪問自粛を行い、WEB等を活用した業務にシフトする等の対応を行いました。

この結果、日本セグメントにおける売上収益は163,702百万円（前期比0.1%減）、セグメント利益は16,054百万円（前期比50.4%減）、コア営業利益（参考値）は21,425百万円（前期比20.7%減）となりました。

② 米国セグメント

米国セグメントにおいては、2017年5月にUpsher-Smith Laboratories, LLC（以下「USL」という。）を買収し米国市場進出を果たしており、中計では、「既存のブランド薬及びジェネリック医薬品の販売推進による売上への寄与」「ニッチなジェネリック医薬品を中心にさらなる製品ラインナップの充実」「沢井製薬との協働による難易度の高いパイプラインと製品ラインナップの強化」を成長ドライバーとして「米国事業における将来の成長に向けた事業投資」を行うこととし、USLの持分20%を所持している住友商事株式会社の米国子会社Sumitomo Corporation of Americasとともに取り組んでおります。

しかしながら、米国におけるジェネリック医薬品業界は、卸・薬局等の統合により3大購買グループのシェアが約90%を占めていること、米国食品医薬品局（FDA）による医薬品簡略承認申請（ANDA）承認件数が高い水準にあること等により、下落基調となっています。USLにおきましては、ジェネリック主力品への競合他社の参入が続いたことに加え、主力ブランド品であるQudexy®へのジェネリック医薬品の競合参入があり、依然として経営環境は厳しいものとなっております。2022年3月期には、USLの持続的成長のあり方を検討し、事業再構築に着手することに伴い米国セグメントの将来計画を見直した結果、のれんをはじめとした米国セグメントの資産について減損損失68,770百万円を認識することとなりましたが、当期は、売上収益安定に向けた施策や、研究開発部門を含めたコスト削減の徹底等を通じて早期黒字化に向けた様々な施策の実行に取り組んでおります。

このような中、USLは、2023年1月にフルオキセチン内用液を、3月にジサイクロミン塩酸塩錠を上市しました。

さらに、2022年3月期に既存のコロラド州のデンバー工場につきセール・アンド・リースバック取引を行い、2022年12月には当該工場の稼働を終了しました。そして、USL本社敷地内の新工場は2023年1月に商業生産を開始しました。今後順次生産する品目を増やし、引き続き品質と効率のさらなる向上と安定供給に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症への対策については、2020年3月初めには部門横断の対策チーム（COVID-19 Response Team）を立ち上げ、幅広く情報収集し対策を行ってまいりました。製造部門や研究開発部門などオンサイトでの業務が不可欠な従業員を除きテレワークへと移行し、従業員の感染防止対策を施すとともに、ITを活用した営業活動に切り替えました。一方、米国ではワクチンの接種が順調に伸長し、経済活動は正常化しております。USLとしましては、引き続き感染予防・対策を徹底し、ヒトの生命、健康の保持に必要な不可欠な医薬品の安定供給体制の維持に努めてまいります。

この結果、米国セグメントにおける売上収益は36,642百万円（前期比22.2%増）、セグメント利益は930百万円（前期は68,249百万円のセグメント損失）、コア営業利益（参考値）は1,640百万円（前期は708百万円のコア営業損失）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は22,632百万円であります。

このうち日本セグメントにおける設備投資額は21,100百万円で、沢井製薬の全国6工場、トラストファーマテックの2工場における生産設備の増強、並びに研究開発関係の設備増強を行っております。また、さらなる生産体制強化のため、沢井製薬第二九州工場の新棟建設を行っております。また、米国セグメントにおける設備投資額は1,531百万円であり、生産設備の増強等を行っております。

(3) 資金調達の状況

当社グループは、経営環境の変化に柔軟に対応するため、安定的かつ機動的な資金調達枠を確保するとともに、より一層の財務基盤の強化を図ることを目的として取引銀行5行との間に2024年3月を期限とする16,000百万円のコミットメントライン契約を締結しております。

なお、当連結会計年度期末において、貸出コミットメントラインに係る借入実行残高は10,000百万円となっております。

(4) 対処すべき課題

① 当社グループの現状認識

日本事業では、1961年に実現された国民皆保険制度の恩恵を受け、日本は世界最高水準の長寿社会を実現してきました。その反面、医療費をはじめとする社会保障費用は、年々増加の一途を辿っているため、少子高齢化も相まって現役世代の負担がますます重くなり、一定の自己負担で高水準の医療を受けられる仕組みの維持が困難になりつつあります。

このような状況に対して、近年、医療の質を落とすことなく、医療の効率化（医療費の削減）を図るべく、ジェネリック医薬品の使用促進が図られてきました。

政府は2017年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2017～人材への投資を通じた生産性向上～」(骨太方針)及び、2019年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2019～『令和』新時代：『Society5.0』への挑戦～」(骨太方針2019)において「2020年9月までの後発医薬品使用割合80%」を目標として、「後発医薬品の使用促進について、安定供給と品質のさらなる信頼性確保を図りつつ」、「インセンティブ強化も含めて引き続き取り組む」とし、さらに、2021年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」(骨太方針)では、「後発医薬品の品質及び安定供給の信頼性の確保を柱とし、官民一体で、製造管理体制強化や製造所への監督の厳格化、市場流通品の品質確認検査などの取り組みを進めるとともに、後発医薬品の数量シェアを、2023年度末までに全ての都道府県で80%以上とする」とされています。

ジェネリックシェア80%時代を迎える中、ジェネリック医薬品が担う責任と重要性の高まりに応じて、従来以上に安定供給体制、品質に対する信頼性の確保及び情報収集・提供体制の整備・強化等が求められており、効率的な医療の実現に貢献する企業として、これらの要請に応えていくことが当社として果たすべき社会的責任であると認識しております。

一方、政府により決定された薬価制度の抜本改革によって、通常の2年に1度の薬価改定の際の年度においても薬価調査・薬価改定（中間年改定）が導入されたことで毎年の薬価改定が行われる状況になっており、今後薬価の下落影響が拡大し続ける可能性があります。

米国事業では、ジェネリック医薬品業界は、卸・薬局等の統合により3大購買グループのシェアが約90%を占めていること、米国食品医薬品局（FDA）による医薬品簡略承認申請（ANDA）承認件数が高い水準を記録したこと等により、市場競争激化、価格下落基調と経営環境は厳しいものとなっております。

このような経営環境の中で当社グループは、日本事業ではジェネリック医薬品業界のリーディング・カンパニーとして、いち早く新しいジェネリック医薬品を開発・上市するとともに、品質・安定供給・情報提供においてトップレベルの水準を維持し続けることにより、ブランド価値を比類のないものに高め、競争に打ち勝つこと、米国事業では、スペシャリティジェネリック医薬品企業として、独自の販売力を生かせるジェネリック医薬品、ブランドジェネリック、ブランド薬にフォーカスすることが、持続的に成長していくために不可欠との判断の下、その達成のために次の②にあげた7点が最重要課題であると認識しております。

② 当面の対処すべき課題及び具体的取り組み状況等

[1] 高付加価値ジェネリック医薬品のいち早い開発と確実な上市

競合が多いジェネリック医薬品業界において競争に打ち勝つためには、市場環境、患者さんや医療従事者のニーズに応えた他社品目との差別化が重要であり、また、一番手で上市することがジェネリック医薬品として患者さんのニーズに応えることにもなります。特許・技術・コスト・効率化等の諸課題に挑戦し、高付加価値ジェネリック医薬品の確実な一番手上市を目指してまいります。

[2] 安定供給の維持・確保

治療を必要とする患者さんの元に高品質な医薬品を安定的に供給することは、医薬品メーカーにとって最も重要な使命の一つです。生産設備の拡充による生産能力の増強をはじめとし、世界中から高品質で適切な原材料を確保し、適宜適切かつ継続的な設備投資、厳格な基準による製造管理・品質管理を行うとともに、的確な需要予測と適正在庫の確保を行うことを通じて、安定供給の維持・確保を図り、ジェネリック医薬品の需要増に対応してまいります。また、災害時にも安定供給を維持できるよう策定したBCP（事業継続計画）に基づき、原材料の複数ソース化、生産機械の共通化、代替要員の確保、人材の多能職化並びに工場間の人財交流及び技術の標準化等に取り組んでまいります。

[3] 信頼性の向上

「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」に対応した品質確保、市販後安全対策への対応は当然のことです。さらなる信頼性向上を目指し、より高いレベルに設定した自主品質基準の遵守、国内及び海外の製造工場の査察、医薬品リスク管理への対応、並びに医薬品医療機器等法の遵守体制の強化を図ってまいります。

[4] 情報提供の充実

医薬品は、正確な情報を伴ってはじめて患者さんの治療目的が達成されるものであります。MRの活動のみならず、WEBやコールセンター等のマルチチャネルを効率的に活用し、情報提供力の充実・強化を図ります。正確な効能・効果、用法・用量、副作用、品質や付加価値といった医薬品情報のほか有用な情報を医療関係者に迅速かつ確実に提供し、顧客満足度の向上に努めてまいります。

[5] マーケティング機能の充実

競争優位を確立するためには、マーケット分析に基づいた的確な開発品目の選定、ターゲティングの明確化によるMRの生産性の向上が不可欠であります。マーケティング機能の充実と薬価制度改革や医療政策の変化等に伴う競争環境の変化を踏まえた営業戦略の見直しを図ってまいります。

[6] 企業体質・経営管理の強化

企業理念の浸透、コンプライアンス委員会の活動強化、リスク管理の充実、内部統制の整備・拡充といったコーポレート・ガバナンスの強化とSDGsに沿った取り組みを図ってまいります。また、環境変化に的確に対応できるよう意思決定や事業展開のスピードを追求するとともに、コスト削減等による徹底したコスト競争力の強化や業務の効率化、業容拡大に伴う経営基盤の整備・強化、会社の成長を支える人財の育成、ダイバーシティへの取り組みといった企業体質及び経営管理の強化に取り組んでまいります。

[7] 新規事業基盤の構築・強化

当社グループが中長期ビジョンの達成を目指すにあたり、また、将来にわたって持続的成長を遂げていくためには、既存のジェネリック医薬品事業以外の新規領域への展開を図っていく必要があります。グループ会社全体の企業価値向上に寄与させるべく、Upsher-Smith Laboratories, LLCの持つ、米国ジェネリック医薬品市場における基盤を活用できるよう、継続してシナジー発揮・実現に取り組むと同時に、ジェネリック医薬品事業の周辺ヘルスケア分野への新たな展開に向け、事業分野調査をはじめとした新たな事業分野の開拓、展開に取り組んでまいります。

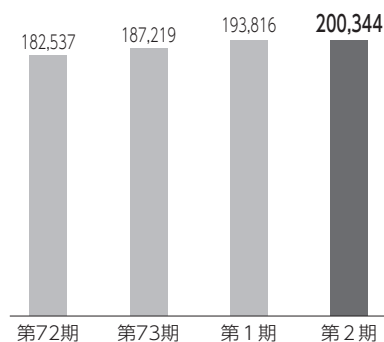
株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

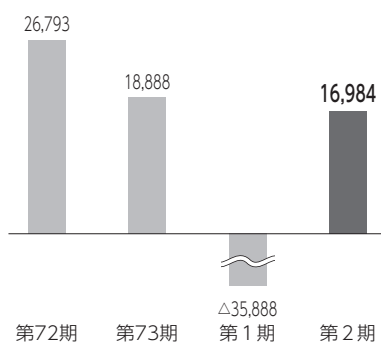
区 分	第72期	第73期	第1期	第2期 (当連結会計年度)
	2019年4月1日～ 2020年3月31日	2020年4月1日～ 2021年3月31日	2021年4月1日～ 2022年3月31日	2022年4月1日～ 2023年3月31日
売上収益(百万円)	182,537	187,219	193,816	200,344
営業利益(△損失)(百万円)	26,793	18,888	△35,888	16,984
親会社の所有者に帰属する 当期利益(△損失)(百万円)	19,279	12,340	△28,269	12,667
基本的1株当たり 当期利益(△損失)(円)	440.37	281.80	△645.53	289.25
総資産(百万円)	384,814	393,341	349,502	364,165
親会社の所有者に 帰属する持分(百万円)	210,000	218,278	190,067	201,643
1株当たり親会社 所有者帰属持分(円)	4,796.40	4,984.51	4,340.32	4,604.67

(注) 1. IFRSに準拠した用語により表示しております。IFRSに準拠した用語について、日本基準による用語では、「売上収益」は「売上高」、「親会社の所有者に帰属する当期利益」は「親会社株主に帰属する当期純利益」、「基本的1株当たり当期利益」は「1株当たり当期純利益」、「親会社の所有者に帰属する持分」は「純資産」、「1株当たり親会社所有者帰属持分」は「1株当たり純資産」となります。
2. 第73期以前の数値は、沢井製薬株式会社の連結計算書類に係る数値を記載しております。

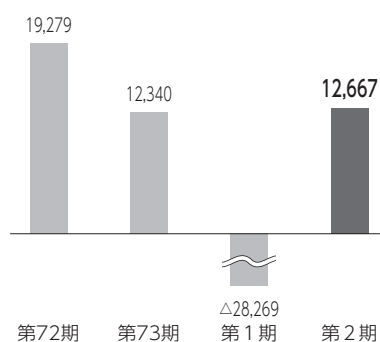
● 売上収益 (百万円)



● 営業利益 (百万円)



● 親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
(国内)			
沢井製薬株式会社	41,219百万円	100%	医薬品製造販売業
メディサ新薬株式会社	91百万円	100%	医薬品販売業
化研生薬株式会社	52百万円	100%	医薬品製造販売業
トラストファーマテック株式会社	101百万円	100%	医薬品製造販売業
(海外)			
Sawai America Holdings Inc.	905百万米ドル	100%	米国持株会社
Sawai America LLC	—	80%	米国子会社管理統括
Upsher-Smith Laboratories, LLC	—	80%	医薬品製造販売業

(注) 1. 出資比率には子会社を通じた間接所有分を含みます。

2. Sawai America LLC及びUpsher-Smith Laboratories, LLCの資本金につきましては、該当項目がないため表示しておりません。

③ 特定完全子会社の状況

会社名	住所	株式の帳簿価額	当社の総資産額
沢井製薬株式会社	大阪市淀川区宮原五丁目2番30号	119,839百万円	188,309百万円

(7) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

医療用医薬品の製造・販売を行う国内外の子会社の株式若しくは持分の保有、当該会社の事業活動の管理及び経営支援並びに指導

(8) 主要な事業所 (2023年3月31日現在)

会社名	区分	拠点
サワイグループホールディングス株式会社	本社	本社 (大阪市淀川区)
沢井製薬株式会社	本社	本社 (大阪市淀川区)
	工場	鹿島 (茨城県神栖市)、関東 (千葉県茂原市)、三田 (兵庫県三田市)、三田西 (兵庫県三田市)、九州 (福岡県飯塚市) 第二九州 (福岡県飯塚市)
	支店	札幌 (札幌市北区)、仙台 (仙台市宮城野区)、北関東 (群馬県高崎市)、東京第一 (東京都中央区)、東京第二 (さいたま市中央区)、名古屋 (名古屋市中区)、大阪 (大阪市旭区)、広島 (広島市中区)、福岡 (福岡市博多区)
	営業所	東京西 (東京都立川市)、横浜 (横浜市港北区)、厚木 (神奈川県厚木市)、千葉 (千葉市美浜区)、静岡 (静岡市葵区)、京都 (京都市南区)、神戸 (神戸市中央区)、高松 (香川県高松市)、岡山 (岡山市北区)、熊本 (熊本市東区)
	研究開発	研究所 (大阪市淀川区)、開発センター (大阪府吹田市)
メディサ新薬株式会社	本社	本社 (大阪市淀川区)
化研生薬株式会社	本社	本社 (東京都中野区)
	工場	八郷 (茨城県石岡市)
トラストファーマテック株式会社	本社	本社 (福井県あわら市)
	工場	矢地第一 (福井県あわら市)、清間第一 (福井県あわら市)、清間第二 (福井県あわら市)
Upsher-Smith Laboratories,LLC	本社	本社 (米国ミネソタ州)
	工場	プリマス (米国ミネソタ州)、メープルグローブ (米国ミネソタ州)
	研究開発	研究所 (米国ミネソタ州)

(9) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団

従業員数	前連結会計年度末比増減
3,393名	425名増

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は含まれておりません。
2. 前連結会計年度末と比べて425名増加した主な理由は、当連結会計年度に小林化工株式会社から人員を受け入れたためです。

② 当社

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
73名	6名増	43.5歳	9.5年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は含まれておりません。
2. 平均勤続年数については従前の沢井製薬からの勤続年数を引き継いで計算しております。

(10) 主な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	34,720百万円
株式会社三菱UFJ銀行	16,589
株式会社日本政策投資銀行	13,000
株式会社みずほ銀行	5,311
三井住友信託銀行株式会社	2,575

- (注) 沢井製薬においては、運転資金等の効率的な調達を行うため取引銀行5行と貸出コミットメントライン契約を締結しております。

当連結会計年度末における貸出コミットメントラインに係る借入金未実行残高等は以下のとおりであります。

貸出コミットメントライン総額	16,000百万円
借入実行残高	10,000百万円
差引額	6,000百万円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 77,600,000株

(2) 発行済株式の総数 43,791,003株

(注) 自己株式 336株を除いております。

(3) 株主数 14,448名

(4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6,463,800株	14.76%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	2,841,000	6.48
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	2,407,800	5.49
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	1,385,825	3.16
澤井光郎	1,057,200	2.41
サワケン株式会社	994,000	2.26
澤井健造	854,000	1.95
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE NON TREATY CLIENTS ACCOUNT	809,600	1.84
株式会社三井住友銀行	650,000	1.48
澤井光郎株式会社	645,000	1.47

- (注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 2. 澤井健造氏の株式については、株式の管理を目的とする信託契約を締結しております。なお、当該株式に関する株主名簿上の名義は「特定有価証券信託受託者株式会社SMBC信託銀行」であります。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	澤 井 光 郎	グループ最高経営責任者 沢井製薬株式会社代表取締役会長
代表取締役副会長	澤 井 健 造	グループブランド担当役員 沢井製薬株式会社代表取締役社長
代表取締役社長	末 吉 一 彦	グループ最高執行責任者兼グループ管理統括役員 沢井製薬株式会社取締役
取 締 役	寺 島 徹	常務執行役員グループ品質・安全統括役員 沢井製薬株式会社取締役
取 締 役	小 原 正 敏	ぎっかわ法律事務所パートナー 澁谷工業株式会社社外監査役
取 締 役	東 堂 なをみ	大阪鉄商健康保険組合健康管理室 医師
常 勤 監 査 役	坪 倉 忠 男	沢井製薬株式会社監査役
監 査 役	友 廣 隆 宣	神戸海都法律事務所パートナー
監 査 役	平 野 潤 一	平野潤一税理士事務所代表

- (注) 1. 小原正敏氏及び東堂なをみ氏は、社外取締役であります。
 2. 友廣隆宣氏及び平野潤一氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役平野潤一氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 当社は、社外取締役小原正敏氏、社外取締役東堂なをみ氏、社外監査役友廣隆宣氏及び社外監査役平野潤一氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(a) 業績連動報酬とそれ以外の報酬等の支払い割合の決定方針の内容

取締役（社外取締役を除く）の報酬は、基本報酬（固定報酬）、賞与（業績連動報酬）及びストックオプションで構成しております。基本報酬と賞与の割合は、概ね3：1を目安としております。ストックオプションは、役位及び在職年数をベースに、別途定めた内規に従い、総報酬額の10%以上を目安に付与することとしております。

(b) 業績連動報酬に係る指標・当該指標を選択した理由

業績連動報酬に係る指標として、業績評価指標と担当部門評価指標の二つの指標を採用することとしており、このうち業績評価指標としては、原則として、営業利益から当社グループが定める非経常的な要因による損益を除外した「コア営業利益」をベースとして、これから研究開発費等投資的な経費を差し引く前の利益を「投資的経費差引前コア営業利益」として採用しております。担当部門評価指標は、当社の各事業年度目標と整合性を持った取締役ごとの指標で、担当分野に関する年度目標の達成度に応じた評価指標であります。代表取締役は業績評価指標のみとし、担当部門を有するその他の取締役に関しては、役位に応じてこの二つの指標の達成度に応じて、予め内規で定められた算定ルールに従って各事業年度終了後に決定されます。

当該指標を採用した理由は、業績評価指標に関しては、これが企業価値向上への貢献をよりの確に反映する指標であると判断したことによるものです。また、代表取締役以外の担当部門を有する取締役に関しては、定量的な評価項目だけでなく、事業年度ごとに定性的な評価を含めた担当部門の評価目標を設定し、その達成度を合わせて評価することが望ましいと判断したことによるものです。なお、この定性的な評価には、リスクマネジメントやコンプライアンス等ESGに関する取り組みが含まれております。

(c) 業績連動報酬の額の決定方法

役職ごとに予め定めた基準額をベースに、原則として、上記業績評価指標の達成度に応じ、予め内規で定められた算定式に従い算出するものとしております。ただし、担当部門を有する取締役については、業績評価指標と担当部門評価目標の達成度の双方を加味して決定するものとしております。

(d) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する役職ごとの方針の内容

役職ごとの役員の報酬等の額に関して、上場会社の役員報酬に関する調査機関のデータを参考にしつつ、当社の役職ごとの報酬の基準額を決定しております。また、全体としてその総額の基準額とその構成が、当社の中長期かつ持続的な企業価値向上に資する役員へのインセンティブとなること、当社の経営陣として優秀な人材の確保ができること、過度なリスクテイクを抑制することに沿ったものとなるように報酬体系を定めております。なお社外取締役は、固定報酬のみとしております。

また、この決定方針は、社外取締役が過半数を占める指名・報酬等ガバナンス委員会において取締役の報酬に関する事項を審議した後、取締役会への答申を行い、決定しております。

指名・報酬等ガバナンス委員会の委員は、3名以上かつその半数以上は独立社外取締役でなければならないこととしており、各取締役（社外取締役を除く）の成果の評価を行い、その結果と業績を反映した業績連動報酬としての賞与支給に関する審議を行い、その審議結果を取締役に答申し、最終決定が行われており、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、年額670百万円以内（うち社外取締役分は100百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額は、年額50百万円以内、取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬限度額は、（当該取締役の報酬限度額の範囲内で）年額100百万円以内とそれぞれ2022年6月24日開催の第1回定時株主総会において決議されております。なお、当社の取締役の員数は6名（うち社外取締役は2名）、監査役の員数は3名（うち社外監査役は2名）です。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	312百万円 (20)	173百万円 (20)	55百万円 (一)	84百万円 (一)	6名 (2)
監査役 (うち社外監査役)	27 (10)	27 (10)	— (一)	— (一)	3 (2)

(注) 1. 業績連動報酬に係る指標のうち業績評価指標の内容は以下のとおりであります。

	目標	実績
投資的経費差引前コア営業利益	48,701百万円	34,781百万円

2. 取締役の業績連動報酬等は、当事業年度中に引当金として計上した役員賞与引当金55百万円であります。
3. 取締役に対する非金銭報酬は、2022年6月24日開催の取締役会の決議により、ストックオプションとして取締役4名に付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額84百万円（報酬としての額）であります。当該新株予約権の内容は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当個数
株式1株当たりの公正価格に200を乗じた数で除した個数を基準に、取締役（社外取締役を除く）の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案し、指名・報酬等ガバナンス委員会での審議・答申を経た上で、取締役会の決議により決定いたします。
- (2) 新株予約権の払込金額
新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際して公正な算定方式により算定された公正価格を基準として取締役会の決議により決定いたします。
- (3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数
当社普通株式30,400株（新株予約権1個につき200株）

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役小原正敏氏は、きつかわ法律事務所のパートナーであります。なお、当社ときつかわ法律事務所との間には特別な関係はありません。また、澁谷工業株式会社の社外監査役に2022年9月より就任しており、沢井製菓株式会社と澁谷工業株式会社は取引関係がありますが、双方いずれにおいても連結売上高又は取引高の1%未満及び1,000万円未満と僅少であり、社外取締役としての独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。

取締役東堂なをみ氏は、大阪鉄商健康保険組合健康管理室に勤務しております。なお、当社と大阪鉄商健康保険組合健康管理室との間には特別な関係はありません。

監査役友廣隆宣氏は、神戸海都法律事務所のパートナーであります。なお、当社と神戸海都法律事務所との間には特別な関係はありません。

監査役平野潤一氏は、平野潤一税理士事務所の代表であります。なお、当社と平野潤一税理士事務所との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会への出席状況及び発言状況

取締役小原正敏氏は当期開催された取締役会13回全てに出席し、また、取締役東堂なをみ氏は当期開催された取締役会13回全てに出席し、社外取締役として毎回報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、社外の立場から意見を述べております。

監査役友廣隆宣氏は当期開催された取締役会13回全てに出席し、また、監査役平野潤一氏は当期開催された取締役会13回全てに出席し、出席した取締役会においては、社外監査役として毎回報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、社外の立場から意見を述べております。

ロ. 監査役会への出席状況及び発言状況

監査役友廣隆宣氏は当期開催された監査役会13回全てに出席し、また、監査役平野潤一氏は当期開催された監査役会13回全てに出席し、社外監査役として毎回報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、社外の立場から意見を述べております。

ハ. 社外取締役が期待される役割に関して行った職務の概要

小原正敏氏及び東堂なをみ氏は、取締役会において、豊富な経験と専門的知識に基づく独立した立場からの有用な助言を行うほか、指名・報酬等ガバナンス委員会に委員として出席し審議を行うなど、経営陣の監督に務めております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

当該保険契約の被保険者には、当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員等が含まれており、保険料は全額当社が負担しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	金 額
公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	52百万円
公認会計士法第2条第1項の監査業務以外の報酬	—
合 計	52
当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	133

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査の実施状況、監査計画及び報酬見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査に対する報酬が含まれております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、上記2. の監査に対する報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
4. 上記のほか、会計監査人と同一のネットワークに対する報酬として、連結子会社の監査証明業務98百万円、当社グループの監査業務以外の報酬3百万円があります。
5. Sawai America Holdings Inc. 及び Sawai America LLCは、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

連結財政状態計算書

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産		負債及び資本	
流動資産		負 債	
現金及び現金同等物	33,076	流動負債	
売上債権及びその他の債権	67,007	仕入債務及びその他の債務	52,815
棚卸資産	101,805	借入金	13,034
その他の金融資産	179	未払法人所得税等	1,460
その他の流動資産	1,677	返金負債	5,440
小計	203,744	引当金	190
売却目的で保有する資産	1,602	その他の金融負債	4,444
流動資産合計	205,347	その他の流動負債	7,771
非流動資産		流動負債合計	85,154
有形固定資産	121,330	非流動負債	
無形資産	27,096	借入金	60,098
その他の金融資産	7,791	引当金	101
その他の非流動資産	2,429	その他の金融負債	2,492
繰延税金資産	173	その他の非流動負債	1,488
非流動資産合計	158,818	繰延税金負債	2,092
		非流動負債合計	66,272
		負債合計	151,426
		資 本	
		資本金	10,000
		資本剰余金	37,714
		利益剰余金	141,642
		自己株式	△2
		その他の資本の構成要素	12,289
		親会社の所有者に帰属する持分合計	201,643
		非支配持分	11,095
		資本合計	212,738
資産合計	364,165	負債及び資本合計	364,165

注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結純損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上収益	200,344
売上原価	△137,711
売上総利益	62,633
販売費及び一般管理費	△30,156
研究開発費	△16,090
その他の収益	869
その他の費用	△272
営業利益	16,984
金融収益	213
金融費用	△407
税引前当期利益	16,789
法人所得税	△3,954
当期利益	12,836
当期利益の帰属	
親会社の所有者	12,667
非支配持分	169
合 計	12,836

注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

サイグループホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大槻 櫻子
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 慧史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サイグループホールディングス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結純損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、サイグループホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、経営者が清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実

的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第2期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、グループ経営監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号の基本方針及び取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結純損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月19日

サワイグループホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 坪 倉 忠 男 ㊟

社外監査役 友 廣 隆 宣 ㊟

社外監査役 平 野 潤 一 ㊟

以 上

株主総会会場のご案内

場所

大阪市淀川区宮原五丁目2番30号

当社本社10階ホール

☎ 06-6105-5818



交通機関

■ 大阪メトロ御堂筋線

東三国駅

5番出口 より徒歩約2分

■ JR、大阪メトロ御堂筋線

新大阪駅

徒歩約10分

■ JR

東淀川駅

西口 より徒歩約8分

